

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、国土交通省
国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

令和 7 年 5 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 基本測量（数値地図 25000（土地条件）の作成）
- 2 終了年月日 令和 7 年 3 月 31 日
- 3 作業地域 佐賀市全域、唐津市全域、鳥栖市全域、伊万里市全域、武雄市
全域、神埼市全域、神埼郡吉野ヶ里町全域、三養基郡基山町全域及び西松浦
郡有田町全域